

様式 1 主務大臣において公表されるべき事項

独立行政法人防災科学技術研究所の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

① 役員の報酬等の支給状況

役名	平成15年度年間報酬等の総額			
	千円	報酬(給与) 千円	賞与 千円	その他(内容) 千円
理事長	18,503	11,976	5,053	1,198 (特別調整手当) 276 (単身赴任手当)
理事 (1人)	15,892	10,949	4,374	328 (調整手当) 241 (通勤手当)
理事 (非常勤) (0人)				()
監事 (1人)	11,454	8,511	2,688	255 (調整手当)
監事 (非常勤) (1人)	943	943	0	0 ()

注:「特別調整手当」とは、防災科学技術研究所役員報酬規程の施行日前日までに当所の職員として在職した役員で、かつ、施行日の前日に一般職の職員の給与に関する法律(昭和24年法律第95号)第11条の8の規定による研究員調整手当を受けていた者については、本給月額に100分の10を乗じて得た額を当該役員の特別調整手当として支給。ただし、当該役員については、調整手当は支給しない。

注:「調整手当」とは、民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域に在勤する役員に支給されているものである。

② 役員の退職手当の支給状況(平成15年度中の退職者の状況)

区分	支給額(総額) 千円	法人での在職期間 年 月	摘要
理事長			該当者なし
理事			該当者なし
監事			該当者なし

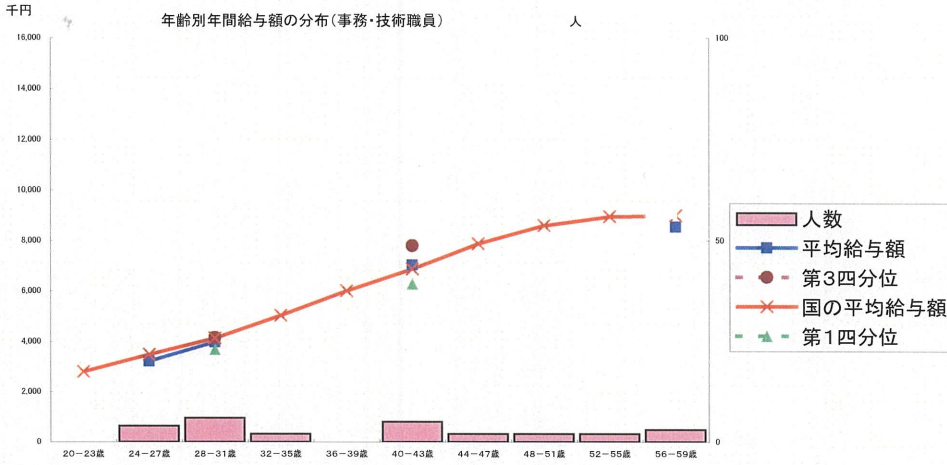
II 職員給与について

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成15年度の年間給与額(平均)		
			総額 千円	うち 所定内 千円	うち 賞与 千円
常勤職員	90	45.3	8,690	6,415	2,275
事務・技術	26	40	6,020	4,415	1,605
研究職種	64	47.4	9,775	7,229	2,546
在外職員	0				
任期付職員	5	31.3	6,043	4,871	1,172
研究職種	5	31.3	6,043	4,871	1,172
再任用職員	0				
非常勤職員	110	38.1	5,207	4,256	951
事務・技術	50	38.5	3,005	2,409	596
研究職種	60	37.8	7,041	5,794	1,247

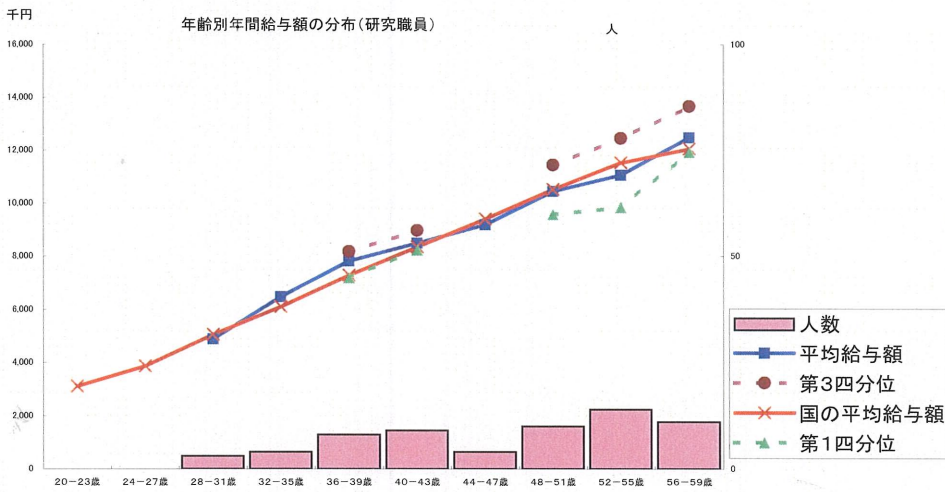
注:常勤職員については、在外勤務職員、任期付職員、再任用職員を除く。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員)



注:年齢32~35歳、44~47歳、48~51歳及び52~55歳の該当者は各2名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与については表示していない。

年間給与の分布状況(研究職員)



(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
・課長	3	56.8	-	9,809	-
・課長補佐	8	48.3	7,018	7,649	8,090
・係長	9	35.2	4,140	5,064	5,947
・係員	6	27.8	3,037	3,386	3,617

(研究職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
・研究部長	7	57.1	12,714	13,213	13,657
・研究課長	36	50.8	9,063	10,551	11,805
・主任研究員	16	40.6	7,208	7,987	8,323
・研究員	5	31.5	4,827	5,104	5,391

③ 職級別在職状況等(平成16年4月1日現在)(事務・技術職員)

区分	計	11級	10級	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		部長	部長	課長	課長	課長補佐	課長補佐	係長	係長	係員	係員	係員
人員 (割合)	26	0 %	0 %	0 %	11.5%	23.1%	7.7%	11.5%	7.7%	26.9%	11.5%	0 %
年齢(最高 ～最低)		～	～	～	59～54	55～42	～	59～40	～	31～27	27～24	～
所定内給 与年額(最高 ～最低)		～	～	～	7,385～ 7,157	6,437～ 5,342	～	4,622～ 4,335	～	3,260～ 2,573	2,373～ 2,249	～
年間給与 額(最高～ 最低)		～	～	～	9,916～ 9,715	8,801～ 7,436	～	6,285～ 5,947	～	4,397～ 3,497	3,244～ 3,037	～

注:6級及び4級における該当者が各2名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

職級別在職状況等(平成16年4月1日現在)(研究職員)

区分	計	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		研究部長	研究課長	主任研究員	研究員	研究員
人員 (割合)	64	25 39.1%	17 26.6%	17 26.6%	5 7.8%	0 %
年齢(最高 ～最低)		60～48	57～40	54～33	33～29	～
所定内給 与年額(最高 ～最低)		9,950～ 7,686	7,530～ 5,827	6,898～ 5,231	4,020～ 3,437	～
年間給与 額(最高～ 最低)		13,935～ 10,340	10,072～ 7,880	9,243～ 7,012	5,514～ 4,678	～

④ 賞与(15年度)における査定部分の比率(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	%	%	%
	(最高～最低)	(~)	(~)	(~)
一般職員	一律支給分(期末相当)	68.9	66.1	67.5
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	31.1	33.9	32.5
	(最高～最低)	(36.0～28.9)	(40.6～32.2)	(35.7～30.7)

注:管理職員については、該当なし。

賞与(15年度)における査定部分の比率(研究職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	60.7	56.6	58.8
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	39.3	43.4	41.2
	(最高～最低)	(40.0～38.9)	(45.2～42.6)	(42.0～40.7)
一般職員	一律支給分(期末相当)	68.4	65.0	66.7
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	31.6	35.0	33.3
	(最高～最低)	(39.2～29.7)	(43.0～32.7)	(41.0～31.1)

⑤ 職員と国家公務員の給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員/研究職員。ただし、在外勤務職員、任期付職員及び再任用職員を除く。)

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

97.3

対全法人

90.1

(研究職員)

対国家公務員(研究職)

100.5

対全法人

98.8

Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度	前年度	比較増△減	中期目標期間開始時からの増△減
	千円	千円	千円 (%)	千円 (%)
給与、報酬等支給総額 (A)	1,179,386	1,285,669	△106,283 (△8.3)	△92,520 (△7.3)
人件費 ((A)+退職手当繰入+ 法定福利厚生費)	2,259,944	2,443,341	△183,397 (△7.5)	△419,779 (△15.7)
最広義人件費	3,233,675	3,173,339	60,336 (1.9)	187,068 (6.1)

IV 報酬・給与の考え方、改定について

1 役員報酬

① 平成15年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

文部科学省独立行政法人評価委員会の研究所に対する業績評価の結果を勘案し、平成15年6月期及び12月期の期末手当の支給額を決定した。

② 役員報酬水準の改定内容

理事長 { 本給月額引下げ(△1.2%)及び期末手当引下げ(△0.2月分) }
理事 { 本給月額引下げ(△1.2%)及び期末手当引下げ(△0.2月分) }
理事(非常勤) { 該当者なし }
監事 { 本給月額引下げ(△1.2%)及び期末手当引下げ(△0.2月分) }
監事(非常勤) { 非常勤役員手当引下げ(△1.2%) }

2 職員給与

① 人件費管理の基本方針

中期計画で計上している人件費の見込み額を考慮しつつ、組織の活性化と業務の質の向上のために有益と思われる人材の補充は計画的に進める。また、常に社会情勢等を的確に把握し、効率的な業務運営を基本として、適正な予算管理を行うこととしている。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける国家公務員の給与、民間企業の従業員の給与、当研究所の業務の実績及び中期計画の人件費の見込額等を考慮し、国民一般の理解と納得を得られる給与水準となるよう努める。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

職員の仕事の実績や能力の評価を的確に給与に反映させることを基本とした評価制度を定めている。具体的には職員の評価結果を基に勤勉手当及び特別昇給に反映させることにより、職員の仕事に対する志気向上を図っている。

【能率、勤務成績が反映される給与の内容】

給与種目	制度の内容
賞与:勤勉手当(査定分)	勤務成績に基づき、勤勉手当の額を増減させる。
俸給:特別昇給	勤務成績が特に良好な者に対し、特別に上位の号俸に昇給させる。

ウ 平成15年度における給与制度の主な改正点

- ① 俸給月額引下げ(平均△1.1%)
- ② 配偶者にかかる扶養手当の支給月額を500円引下げ
- ③ 自宅に係る住居手当を新築・購入から5年間(2,500円)に限定
- ④ 期末・勤勉手当の引下げ(△0.25月分)
- ⑤ 通勤手当の6箇月定期券等の価額による一括支給
- ⑥ 異動前の調整手当支給地域における在勤期間が6箇月を越えることを要件化
- ⑦ 異動保障の支給期間(現行3年間)を2年間とし、2年目の支給割合は現行の80/100

V 法人が必要と認める事項

特になし。